

システム開発に関する裁判経験の多い執筆陣による 紛争予防にも役立つ契約書の条項例を解説！



条項解説 事例から学ぶ システム開発 契約書作成の実務

編集代表 潮見坂総合法律事務所 吉羽真一郎

2023年11月刊 A5判 256頁 定価3,190円（本体2,900円）978-4-8178-4929-8 商品番号：40973 略号：シス開

- システム開発事例に精通した執筆陣による、実践的な条項例とわかりやすい解説を収録。
- 取り回しがよく、かつ万が一訴訟になった際にも「役立つ」契約書雛型を掲載。さらに事例に即した解説を付することで、契約条項をどのように構築すればよいかが理解できる。
- 東日本大震災、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の際にも多くの生じた、契約の履行不能・履行遅滞の問題につき、「不可抗力」の章で検討。

Q 内容見本 〈事例→法的論点→契約書における留意点→条項例〉の構成で、開発実務と法的な問題点とのつながりがわかる！

事例

X社（ユーザー）には、顧客管理等の各種システムについてAシステムとBシステムという二つのシステムが存在し、これらは別々に運用、形成されてきたものであった。X社の経営陣は、統一のシステムに刷新すると決定し、提案依頼書（RFP）を作成してY社（ベンダ）に基幹システムの開発を依頼した。なお、RFPにはAシステムに採用されていた「顧客情報の統計作成機能」についても採用することが明記されていた。

01 条項例ごとに実際の事案を締結することとなり、Y社とX社は、ベースにした具体的な事例を紹介を締結した。これに基づき、Y社に

争点解説

1 仕様変更や機能追加が問題となる背景

事例は、要件定義工程完了の段階では、ベンダとユーザーとの間で「顧客情報の統計作成機能」を開発しないという仕様が確定したにもかかわらず、その後の基本設計工程において、ユーザーからこの機能が必要と主張され、これに対応せざるを得なくなったという事案であり、これは、ベンダからすると仕様変更がなされたものといえます。他方、「顧客情報の統計作成機能」を開発当初から要求していた機能であると認識しているユーザーからすれば、仕様変更ではなく当初仕様のとおりで開発実務と法的な問題点を

02 ユーザ・ベンダ両方の視点から整理

契約書における留意点

仕様変更・機能追加に関する契約書における留意点をまとめると、以下のとおりです。具体例及び解説は、条項例を参照してください。

- 1 仕様変更に関する手続を契約書に明記する（3(i)参照）
 - ① 仕様変更手続の明確化
 - ② 仕様変更の確定方法の明確化

03 契約書においてによる納期、委託料の追加・変更手続の明確化留意すべき点を解説

条項例

1 仕様変更の手続きを具体的に定めた例

(i) 条項例（甲：ユーザー、乙：ベンダ）

第●条（本契約及び個別契約内容の変更）

本契約及び個別契約の内容の変更は、別途、当事者双方が署名又は記名捺印した書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

04 「裁判官がどのように判断するか」も想定して練られた実践的な条項例

Q 主な収録内容 卷末には各章の解説内容を反映した雛型を収録！

当社 EC サイトにて
全ての目次を確認できます



第1編 システム開発の進め方と契約概論

- 第1章 システム開発の進め方
- 第2章 システム開発委託契約
～ウォーターフォールを中心として
- 第3章 民法改正とシステム開発契約

第2編 紛争を想定した契約条項の作り方

- 第1章 プロジェクトマネジメント義務と
ユーザーの協力義務
- 第2章 完成・未完成
- 第3章 契約不適合
- 第4章 請負と準委任
- 第5章 履行遅滞

- 第6章 仕様変更（機能追加）
 - 第7章 契約解除
 - 第8章 損害賠償
 - 第9章 知的財産権の帰属
 - 第10章 不可抗力
- 付録 システム開発委託基本契約書

日本加除出版

営業部

TEL:03-3953-5642
FAX:03-3953-2061

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 営業時間：月～金（祝日除く）9:00-17:00

X (旧Twitter) @nihonkajo

www.kajo.co.jp